

退職等年金給付調整積立金に関する基本方針

(平成27年10月1日制定)

(平成30年7月19日改正)

(令和2年3月31日改正)

(令和7年3月31日最終改正)

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の11第1項の規定に基づき、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用が適切になされるよう、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

I 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 基本的な方針

退職等年金給付調整積立金の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用を行う。

2 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会の活用

経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済組合連合会資金運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

基本方針の策定、変更等退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、委員会の専門的な知見を活用する。

3 運用力強化のための取組

社会経済環境の変化等に対応しつつ、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、運用力の強化や運用体制の充実に不断に取り組む必要がある。

そのため、「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、連合会の運用力強化等に係る取組について、「運用力強化の取組方針」を策定し、実行する。

この取組方針は、定期的にその実施状況について確認し、公表するとともに、その内容についても、適宜、改訂をしていく。特に重要な変更については、委員会の審議を経る。

4 資金運用計画

（1）年間資金運用計画

退職等年金給付調整積立金の運用に当たっては、年度開始前に年間資金運用計画を作成する。

年間資金運用計画には、次の事項を記載する。

ア 資金収支の見込み

（ア）期末残高

（イ）収入予定額

- a 組合払込金
- b 債券元利金
- c 財政調整拠出金受入金
- d その他の収入

(ウ) 支出予定額

- a 財政調整拠出金
- b 組合交付金
- c 業務経理への繰入金
- d 義務運用
- e 自家運用
- f その他の支出

(エ) 次年度繰越金又は期末残高

イ 運用計画

(ア) 義務運用

地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得

(イ) 自家運用

(2) 四半期資金運用計画

退職等年金給付調整積立金の運用に当たっては、毎四半期開始前に四半期資金運用計画を作成する。

四半期資金運用計画には、年間資金運用計画を踏まえ、具体的な資金収支の見込みを記載する。

5 合同運用

退職等年金給付調整積立金の一部を、組合（法第3条第1項に規定する地方公務員共済組合で、法第27条第2項に規定する構成組合を除く。）又は市町村連合会が連合会に預託したそれぞれの退職等年金給付組合積立金と合わせて運用することができる。

II 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

退職等年金給付調整積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。なお、資産管理機関等との契約においては、契約書等に明記する。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

退職等年金給付調整積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

3 ESGを考慮した投資

退職等年金給付調整積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE

SG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

4 インパクトを考慮した投資

組合員の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5 他の管理運用機関との協力・連携

他の管理運用機関に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、他の管理運用機関が実施した調査研究等の取組を把握し、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど、他の管理運用機関との情報交換及び連絡調整を行う。

また、退職等年金給付組合積立金等の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

Ⅲ 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付調整積立金の運用は、必要となる積立金の運用利回り（予定利率（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第28条第5項に規定する予定利率をいう。）とする。）を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

基本ポートフォリオの設定に当たっては、委員会の審議を経て運営審議会（法第38条の4第1項に規定する運営審議会をいう。以下同じ。）に報告する。

3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオの資産構成割合を次のとおり定める。

資 産	国内債券
資産構成割合	100%

（注）財政調整拠出金等への対応のために必要な限度で、短期資産を保有することができる。

短期資産は、国内債券に区分する。

4 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回、直近の運用利回りが達成すべき基準利率（法第77条第3項に規定する基準利率をいい、財政再計算（法第113条第1項後段に規定する再計算をいう。）により加算することとされた加算率がある場

合には当該加算率を加算する前の基準利率と、控除することとされた控除率がある場合には当該控除率を控除する前の基準利率とする。)を満たしていることを確認することなどにより、基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、「退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針」(平成27年10月1日制定)のⅢの2で規定する基本ポートフォリオの見直しを経た上で、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、委員会の審議を経て運営審議会に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。)を設定する。

5 支出のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、財政調整拠出金、組合交付金等の支出に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

6 リスク管理

退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に係る資産全体、各資産、各資産管理機関並びに義務運用及び自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び委員会に報告を行う。

(1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため、退職等年金給付調整積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

また、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに必要となる積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

(2) 各資産

各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。

(3) 義務運用及び自家運用

運用に関するガイドライン(以下「自家運用ガイドライン」という。)を定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

(4) 各資産管理機関

各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドライン(以下「資産管理ガイドライン」という。)を示し、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更等を把握し、各機関の信用リスク等について、適切に管理する。

また、資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視する。

7 運用手法

(1) 基本的な考え方

原則として、給付対応等で必要な短期資産を除く全額を国内債券に投資し、それを満期まで持ち切る運用を行う。その際、国内債券の種類や償還年限を適切に選択することにより、リスクの抑制に努めた上で、収益率を高めるよう努めることとする。

(2) 運用の具体的手法

ア 義務運用

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）第11条の10の3に基づき、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用する場合の資産管理の委託は次のとおり行う。

(ア) 義務運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。当該資産管理機関に対しては、以下の点及び資産管理ガイドラインの遵守を求める。

- a 連合会からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。
- b 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- c 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。
- d 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の提出及び説明を行うこと。
- e 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(イ) 資産管理機関が法令、契約書、資産管理ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行う。

イ 自家運用

退職等年金給付調整積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期等の別に次の規定及び自家運用ガイドラインに基づき、管理及び運用を行う。

(ア) 種別

a 長期運用

(a) 基本的な考え方

国内債券の取得は、金利見通し等を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

(b) 投資対象資産

投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 地方公共団体金融機構の発行する債券
- ④ 国又は地方公共団体が債務保証を行った債券

b 短期運用

(a) 基本的な考え方

退職等年金給付調整経理における財政調整拠出金、組合交付金等の支出に必要な流動性（現金等）を確保するための運用であって、その金額は必要最小限にとどめるとともに、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

(b) 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、別表に定める格付機関のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

c 他経理への貸付け

他経理への貸付けについては、連合会が別に定めるところにより行うこととする。ただし、厚生年金保険給付調整経理及び経過的長期給付調整経理への貸付けは行わない。

(イ) 取引金融機関

取引金融機関の選定については、自家運用ガイドラインで定める基準により行う。

(ウ) 資産管理の委託

a 連合会は、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。

b アの（ア）及び（イ）の規定は、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託する場合について準用する。この場合において、「義務運用資産」とあるのは「自家運用資産」として、これらの規定を適用する。

(3) 資産管理機関の選定、評価等

ア 資産管理機関の選定

資産管理機関については、次の要件を満たす信託業務を行う金融機関の中から選定する。再信託先及び共同受託先（イにおいて「再信託先等」という。）がある場合には、同様に以下の項目について確認する。

（ア）経営状況（財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。

（イ）資産管理状況が良好であること。

（ウ）法令等の遵守体制が整備されていること。

イ 資産管理機関の評価

資産管理機関に対する評価については、経営状況、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断する。再信託先等がある場合には、同様の観点から確認する。

IV その他退職等年金給付調整積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 透明性の向上

退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用収益など管理及び運用実績の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するなどその充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び委員会に報告を行う。

これらの公表に当たっては、市場への影響に留意する。

2 高度で専門的な人材の確保等の業務運営体制の充実

専門的知見により資産全体を包括的に捉えながら、運用の執行において経済環境や市場環境の変化に対応した機動的な判断を行う機能を強化するため、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）を置くほか、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、職員の資金運用に関する資格の取得を支援するほか、高度で専門的な人材を活用し、実務を通じた知識やスキルの習得の促進、研修等の実施により、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

人材育成については、公的年金の資金運用を支える人材に求められる能力やキャリアパスを明確にしつつ、必要な人材の確保及び育成のための人材育成方針を策定し、計画的に取り組む。

専門人材の強化・育成については、適宜、委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

さらに、効率的・効果的な業務運営を行うため、資金運用に係るデータ処理業務のプロセスやシステムの改善を図る。

3 リスク管理の強化

運用力の強化に合わせて、リスク管理についても、運用部門に対して、適切に牽制機能が発揮されるよう、運用部門から独立したリスク管理に係る責任者の下で強化を図る。

そのため、リスク管理システムを整備するほか、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。

4 調査研究業務の充実

調査研究業務を実施する際は、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関するノウハウを連合会内に蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた職員が担うことも検討する。また、高度で専門的な人材を採用している場合、その者を活用した内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって退職等年金給付調整積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

(別表) 格付機関

- 1 株式会社格付投資情報センター
- 2 株式会社日本格付研究所
- 3 S & P グローバル・レーティング
- 4 フィッチレーティングスリミテッド
- 5 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

附 則

この基本方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成30年7月19日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から適用する。